

第6章 対象事業に係る計画段階配慮の総合的な評価

計画段階配慮事項の予測及び評価等の概要を表 6-1 に、各案の長所、短所を表 6-2 に、これらを踏まえた環境影響を回避・低減するための方向性を表 6-3 に示す。

表 6-1 予測及び評価の概要

計画段階配慮事項		A 案	B 案
大気質	建設機械の稼働による二酸化窒素	日平均値の年間 98 % 値が 0.046ppm (寄与率 62.8%) であり、環境基準の値を下回るものの、環境目標値を上回る。	日平均値の年間 98 % 値が 0.047ppm (寄与率 63.7%) であり、環境基準の値を下回るものの、環境目標値を上回る。
	建設機械の稼働による浮遊粒子状物質	年平均値が 0.01773mg/m ³ 、日平均値の 2% 除外値が 0.042mg/m ³ (寄与率 21.0%) であり、環境基準の値及び環境目標値 (市民の健康の保護に係る目標値) を下回るものの、年平均値は、環境目標値 (快適な生活環境の確保に係る目標値) を上回る。	年平均値が 0.01777mg/m ³ 、日平均値の 2% 除外値が 0.042mg/m ³ (寄与率 21.2%) であり、環境基準の値及び環境目標値 (市民の健康の保護に係る目標値) を下回るものの、年平均値は、環境目標値 (快適な生活環境の確保に係る目標値) を上回る。
騒音	建設作業騒音	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る騒音の規制に関する基準値を下回る。	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る騒音の規制に関する基準値を下回る。
振動	建設作業振動	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る振動の規制に関する基準値を下回る。	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る振動の規制に関する基準値を下回る。
風 害		事業実施想定区域から 380m の範囲が本事業に伴う風害が発生するおそれのある範囲であり、範囲内には住居施設用地及び商業施設用地が多く、その他、教育施設用地、宗教・文化・医療・養護施設用地等が点在しており、風害の影響を低減させるための措置が必要である。	
日照阻害		8 時及び 16 時における新建築物の日影の長さは約 1.3km と予測される。また、1 時間以上の日影を生じる範囲のうち、事業実施想定区域から最も離れた地点までの距離は約 250m と予測される。 なお、新建築物により日影の影響を受ける区域のうち、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制区域に該当する近隣商業地域において 3 時間を超える範囲は生じないと予測されるが、新建築物による日影が生じる範囲内に、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。以上のことから、日照阻害を低減させるための措置が必要である。	
電波障害		新建築物の存在による地上デジタル放送の遮蔽障害の影響のおそれのある範囲は、名古屋局における広域局で約 0.084km ² 、県域局で約 0.193km ² 、国際センター局における県域局で約 0.213km ² であり、電波障害の影響を低減させるための措置が必要である。	
景 観		事業実施想定区域周辺の北側、南東側及び南西側からみた新建築物は、周辺の既存建築物と比べて大きいボリュームイメージとなることから、地域景観への影響を低減させるための措置が必要である。	

表 6-2 各案の長所及び短所

計画段階配慮事項		A 案	B 案
大気質	二酸化窒素	◎	△
	浮遊粒子状物質	◎	△
騒音	建設作業騒音	○	○
振動	建設作業振動	○	○
長 所		建設機械の稼働による大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響が B 案より小さい。	-
短 所		-	建設機械の稼働による大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響が A 案より大きい。

注)1:風害、日照障害、電波障害及び景観は、地上部の建物配置が各案で同じであることから比較を行っていない。

2:表中の記号は複数案の比較を行った結果を示し、以下のとおりである。

「◎」：他の案と比べて影響が小さい。

「○」：他の案と比べて影響が同程度である。

「△」：他の案と比べて影響が大きい。

表 6-3 環境影響を回避・低減するための方向性

共通	仮囲い（高さ：3m）を設置する。 建設機械の使用に際しては、原則として低騒音・低振動型を使用する。また、可能な限り最新の排出ガス対策型機械を使用する。 地上工事については、早い段階において外周壁面の施工を行うことにより、周辺への防音、防じん措置を行う。 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動に関する基準を遵守する。また、その他の作業についても、特定建設作業に係る騒音及び振動の規制に関する基準値を遵守する。 新建築物の高層部をセットバックさせることにより、ビル風の緩和に配慮した計画とする。 高層棟の低層に基壇部を設けることにより、地上付近への吹き降ろしの影響を低減する。 事業実施想定区域内の植栽等により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。 日照障害について、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設と協議を行うなど、適切な対応を行う。 地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生した受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な措置を実施する。 新建築物の高層部をセットバックさせることや、新建築物の周囲に歩行者のための空地を確保することにより、圧迫感の緩和に配慮した計画とする。 周辺の街並みとの調和に配慮した都市景観を形成する。 「緑のまちづくり条例」に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。
A 案	全体工事期間を短縮させ、工事による影響が生じる期間を短くする。
B 案	工事を分散させ、同時に稼働する建設機械の台数を少なくする。